

相続寺子屋区民講座(無料)

もめないための相続の基礎 全12回

日時／ 令和2年4月7日(火) 10:00~12:00

場所／ みどりコミュニティセンター 2階 会議室

住所／ 墨田区緑3-7-3

第4講座《相続の仕方》

内容：民法915条に、相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならないと、定められています。今回は「単純承認」「限定承認」「相続放棄」についてご説明します。

10時~講義 11時~質疑応答

4月23日(木)10時から曳舟文化センターで同じ内容でお話します。

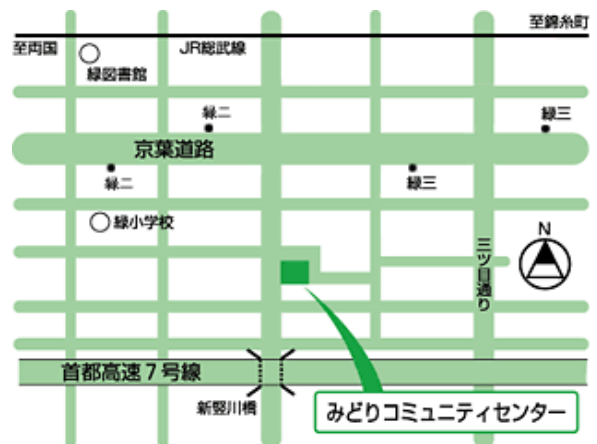
第5講座は5月19日(火)10時からです。

第5講座は5月28日(木)10時から曳舟文化センターでも開催します。

講師：高橋 一雄

NPO法人 相続アドバイザー協議会 常務理事
相続寺子屋東京 代表

プロフィール：昭和38年福島県生まれ 昭和54年海上自衛隊入隊
平成3年宅地建物取引士登録 平成7年土地家屋調査士登録 平成8年測量士登録 平成9年株式会社測量舎設立 平成18年土地家屋調査士法人測量舎設立 平成19年公認不動産コンサルティングマスター登録 平成19年より相続アドバイザー養成講座講師
「相続と測量」をテーマに講義を実施している。平成22年より相続アドバイザー協議会理事 上級相続アドバイザー 平成31年日本大学大学院入学 国際情報(政治)専攻



問合せ先：相続寺子屋東京事務局 墨田区業平4-3-14-301 ☎090-9014-8106 (高橋)